

## ⑦木造住宅耐震診断事業を実施します

この事業は、一定の条件を満たす木造住宅の所有者が耐震診断を希望する場合、専門的知識を有する「木造住宅耐震診断士」を派遣して耐震診断を行い、木造住宅の耐震性能の確認や耐震化の意識の啓発を図ることを目的とした事業です。

**診断概要** ・茨城県知事が認定した「茨城県木造住宅耐震診断士」を派遣します。  
・建築物の耐震性を目視及び建築時の図面により診断します。

※この診断は、あくまで耐震補強の必要性の有無について判定することを目的としています。

**対象住宅** ・笠間市内にある一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅(住宅以外の床面積が過半でないもの)で、階数が2階以下かつ延べ床面積30平方メートル以上のもの。  
・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工され建築されたもの。  
・在来軸組工法または枠組壁工法で建築されたもの。

※東日本大震災により被災した住宅で罹災証明書の判定区分で「半壊」以上の判定を受けた住宅は対象外です。

**対象者** 上記の対象住宅の所有者で、税の滞納をしていない方。

**診断費用** 個人負担 2,000円

**募集戸数** 7～10戸程度

**申込期間** 7月2日から11月30日まで (予定戸数に達した時点で受付は終了となります。)

**申込方法** 申請書に必要書類を添付の上、都市計画課にご提出下さい。

**申・問** 都市計画課 (内線 586)

## ⑧木造住宅の耐震改修に係る補助制度を開始します

平成30年度から住宅の耐震改修設計や、耐震改修工事を行う方を対象に、その費用の一部を補助する制度を開始します。

### 補助対象建築物

- ・昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅であること。
- ・併用住宅の場合、住宅以外の床面積が過半でないもの。
- ・建築確認を受けて建築されたもの。
- ・延べ床面積30㎡以上で、地上階数が2以下であること。
- ・耐震診断を受けており、上部構造評点(耐震性の評価)が1.0未満であること。

### 補助対象者

- ・補助対象建築物の所有者であること。
- ・自己又は2親等以内の親族の居住の用に供するために事業を行う者であること。
- ・市税を滞納していないこと。

### 補助対象事業と補助率

#### ○耐震改修計画事業

耐震診断を実施した後、補助対象建築物の上部構造評点を1.0以上に向上させるために耐震改修計画(設計)を作成する事業。 ※補助率:事業に要した費用の2/3以内(10万円が限度)

#### ○耐震改修工事業

耐震改修計画に基づき、改修工事を行う事業であって、当該工事により建物の上部構造評点が1.0以上となるもの。ただし、当該計画を作成した診断士が工事監理を行うことを条件とする。 ※補助率:事業に要した費用の23%以内(30万円が限度)

**募集戸数** 各事業につき1～3戸程度

**申込期間** 7月2日から11月30日まで (予定戸数に達した時点で受付は終了となります。)

**申込方法** 事前に都市計画課までご相談ください。

**申・問** 都市計画課 (内線 586)